

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
構内道路等の除排雪作業

仕 様 書

令和 8 年 8 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 庶務課

1. 概要

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所において、冬季に積雪により道路や駐車場等が使用できなくなる事態が発生することから、道路や駐車場等の除排雪作業を請け負わせるための仕様を定めるものである。

2. 作業場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番地 166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（除排雪対象総面積約 28,120m²）

※詳細は別添図参照。

※物品の設置や仮置き等により作業範囲に変更が生じる場合は、別途協議する。

3. 作業期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 契約方法

以下の作業ごとに、1 時間当たりの単価契約とする。

5. 作業内容及び発注予定数量

（1）除雪作業（機械）

イ）受注者は緊急時に備え、1 時間以内に除雪作業を開始できる体制を取る。

ロ）受注者は、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所正門守衛所又は **QST** 担当者（以下「担当者」という。）から連絡を受けた時は、除雪ドーザにより別添図に示す範囲の除雪作業を実施する。

ハ）除雪した雪は、通行や駐車に影響のない場所に寄せる。それができない場合は、別添図に示す雪捨て場に排雪する。

ニ）作業予定時間（発注予定数量）：150 時間

ホ）作業中は、必要に応じ誘導員を配置する。

ヘ）作業中は、「除雪作業中」「注意」等の標識板を表示する。

ト）除雪ドーザは 11 t 級の車両を使用する。

（2）排雪作業

イ）受注者は、別添図に示す雪捨て場に排雪する。

ロ）ダンプトラックは 10 t 級の車両を使用する。

ハ）作業予定時間（発注予定数量）：5 時間

（3）拡幅除雪作業

イ）受注者は担当者から連絡を受けた時は、ロータリー除雪車を使用して拡幅除雪を行う。

ロ）作業予定時間（発注予定数量）：40 時間

（4）除雪準備・撤去作業

- イ) スノーボールの設置及び撤去を行う。
- ロ) スノーボールの設置については、既存のものを使用することができるが、必要に応じて受注者が準備する。
- ハ) 設備（グレーチング等）の破損を防ぐため、必要に応じ鉄板等を敷設する。

6. 必要な資格・要件

本作業の従事者は、以下の各条件を満足していること。

- (1) 重機を運転する者にあつては、都道府県労働局長による車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込用及び掘削用）を修了していること。
- (2) 車両を運転する者にあつては、当該車両を運転するに当たり必要な運転免許（普通大型運転免許、大型特殊自動車運転免許等）を有していること。

7. 提出書類

- (1) 作業・連絡体制 1 部
- (2) 使用する車両等の車検証及び保険証書のコピー 1 部
- (3) 作業者名簿及び6. に示す修了証・免許証のコピー 1 部
- (4) 作業日報（受注者様式） 1 部
- (5) その他 QST が指定する書類 必要部数

8. 検査条件

7. に示す提出書類の確認及び仕様書に定める作業が実施されたと QST が認めたときをもって検査合格とする。

9. グリーン購入法の推進

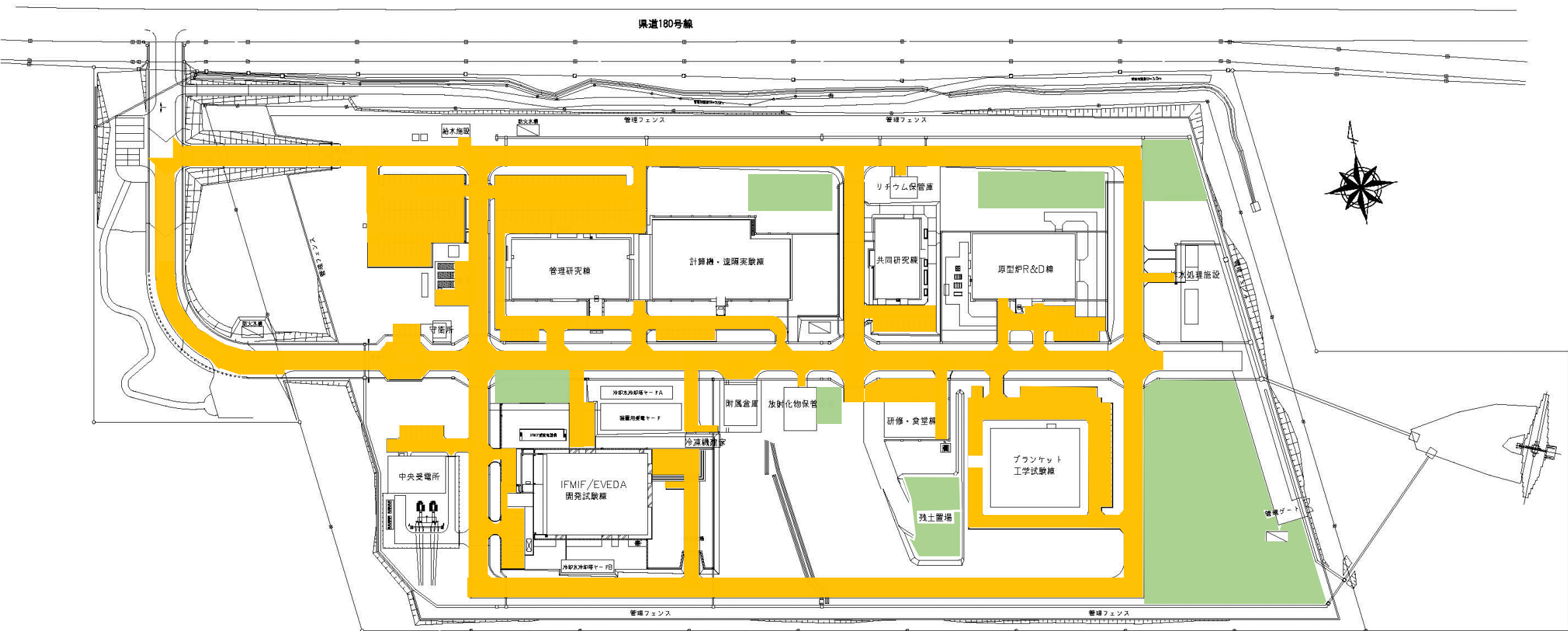
- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. その他

- (1) 除雪作業（機械）を依頼する場合の積雪の目安は、10 cm 程度とする（ただし、10 cm に満たない積雪であっても、交通や駐車に影響があると判断される場合は、作業を依頼する場合がある。）。
- (2) 作業は、深夜から未明にかけて依頼するため、六ヶ所フュージョンエネルギー研究所職員等が出勤する前の早朝までに作業を終える。（ただし、日中であっても交通や駐車に影響があると判断される場合は、作業を依頼する場合がある。）。
- (3) 関係諸法規を厳守するとともに、必要に応じて関係官公署等に対する諸手続きを行う。

- (4) 労働安全衛生法に従い、安全管理に留意して事故及び災害の防止に努める。
- (5) 作業について不明点等がある場合は、QST と十分協議する。
- (6) 器物等を破損した場合は、QST の指示に従って速やかに受注者の負担にて復旧する。
- (7) 夜間に作業を行う場合は、照明の程度に応じた速度で作業する。
- (8) 言動には十分注意し、通行者等との間でトラブルが起きないようにすること。また、事故等が発生した場合は的確に行動するとともに、QST に速やかに連絡すること。
- (9) 重機等の回送分を別途請求することは認めない。
- (10) 発注予定数量に増減が生じた場合でも、異議を申し立てないこと。
- (11) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上



■ = 雪捨て場
■ = 除排雪作業範囲